

重要事項説明書

(訪問介護・予防専門型訪問サービス・生活支援型訪問サービス)

貴方に対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が貴方に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人 昌明福祉会
主たる事務所の所在地	名古屋市港区寛政町6丁目10番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 水谷昌明
電話番号	(052) 381-4122

2. ご利用事業所

ご利用事業者の名称	訪問介護ステーション 小碓
指定番号	2371102985・23A1100735
所在地	名古屋市港区土古町2丁目12番地
電話番号・FAX番号	(052) 304-8180・(052) 304-8185
通常の事業の実施地域	小碓学区

3. 事業の目的

社会福祉法人昌明福祉会が設置する訪問介護ステーション 小碓（以下「事業所」という。）が行う訪問介護、予防専門型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者、訪問介護員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

4. 事業の方針

訪問介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

予防専門型訪問サービスの提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

生活支援型訪問サービスの提供にあたっては、要支援状態又は事業対象者となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援サービスを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 従業者の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者

- ア サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、以下の職務を行う。

(ア) 訪問介護計画、予防専門型訪問サービス計画、生活支援型訪問サービス計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

(イ) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席等により居宅介護支援事業者等と連携を図るとともに、居宅介護支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(ウ) 訪問介護員(以下「訪問介護員等」という。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

(エ) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導等、その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

- イ 訪問介護員

訪問介護員は、サービスの提供に当たる。

訪問介護員

2.5名以上(常勤換算)

6. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 9:00~17:00とする。

7. 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

[訪問介護、予防専門型訪問サービス]

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

[生活支援型訪問サービス]

- (1) 生活援助

8. 利用料その他の費用の額

- (1) 訪問介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスの事業を提供した場合の利用料の額は、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
- (2) 通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき20円を徴収する。

9. 緊急時等における対応方法

事業の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し対応する。

10. 業務継続計画に関する事項

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講ずる。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催とともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施。
- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

12. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 (052) 304-8180 担当者 管理者
名古屋市役所 介護保険課指導係	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 (052) 959-3087
愛知県国民健康保険団体 連合会介護福祉室	ご利用時間 平日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 (052) 971-4165

重要事項説明書《別紙利用料金》

訪問介護ステーション 小碓

令和 6 年 9 月 1 日

サービス利用料金

サービス利用料金は、各サービス内容に応じた単位数に地域単価 11.05 を乗じた金額となります。ご利用者にご負担いただく料金は、サービス利用料金のうち、介護保険の負担割合に応じ、1割～3割のご負担となります。

例 《 訪問介護（要介護1～要介護5） 》 サービス1回の利用につき

サービス内容	1回あたりの単位数
① 身体介護が中心である場合	
所要時間 20分未満	163 単位
所要時間 20分以上 30分未満	244 単位
所要時間 30分以上 1時間未満	387 単位
② 生活援助が中心である場合	
所要時間 20分以上 45分未満	179 単位
所要時間 45分以上	220 単位

注1) 通常の間時間帯（午前 8 時～午後 6 時）以外の時間帯にサービスを提供する場合には、次の場合でサービス利用料金に割増料金が加算されるものとします。

- ・ 早朝（午前 6 時～午前 8 時） : 25%
- ・ 夜間（午後 6 時～午後 10 時） : 25%
- ・ 深夜（午後 10 時～午前 6 時） : 50%

注2) 2名のサービス従事者によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、ご利用者の同意を得た上で、2名のサービス従事者によりサービスを提供するものとします。この場合には、通常の利用料金の2倍の料金をお客様にお支払い頂くものとします。

注3) 新規に訪問介護計画書を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自らサービスを行うか、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回月に限り 200 単位加算させていただきます。

注4) 事業所と同一建物のご利用者へサービスを提供した場合、サービス単位数から 10～15% 減算します。

注5) 特定事業所加算として、当事業所が該当した場合、訪問介護の所定単位数に、3～20% を乗じた単位数を介護報酬に加算させていただきます。

注6) 介護職員等処遇改善加算として、訪問介護の所定単位数に、14.5～24.5% を乗じた単位数を介護報酬に加算させていただきます。

《 予防専門型訪問サービス・生活支援型訪問サービス 》 一月につき

予防専門型訪問サービス	
週1回程度の利用（Ⅰ）	1,176 単位
週2回程度の利用（Ⅱ）	2,349 単位
週2回を超える利用（Ⅲ）	3,727 単位
生活支援型訪問サービス	
週1回程度の利用（Ⅰ）	1,064 単位
週2回程度の利用（Ⅱ）	2,128 単位
週2回を超える利用（Ⅲ）	3,192 単位

- 注7) 月毎の定額制となっているため、サービスをキャンセルした場合も、原則として日割り計算は行いません。
- 注8) 新規に訪問介護計画書を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自らサービスを行うか、他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回月に限り 200 単位加算させていただきます。
- 注9) 事業所と同一建物のご利用者にサービスを提供した場合、サービス単位数から 10～15%減算します。
- 注10) 介護職員等処遇改善加算として、訪問介護の所定単位数に、14.5～24.5%を乗じた単位数を介護報酬に加算させていただきます。
- 注11) 注7)～注9)は予防専門型のみ適用されます。